

見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等
(会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し)

〔上場会社に係る情報〕

- 剰余金の配当

8．剰余金の配当

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、剰余金の配当の額を決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号f）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

本開示項目には軽微基準はありませんので、剰余金の配当の額の決定を行った場合には必ず開示が必要となります。

基準日が異なるものは別途の配当として取り扱いますので注意してください。なお、1株当たり配当金額に変更がない場合でも基準日を変更した場合には、開示の対象となります。

前事業年度に配当を行った基準日において、配当を行わないことを決定した場合（配当を行わない旨の予想の開示をしている場合を除く。）にも、開示してください。

現物配当（金銭以外の財産による配当をいう。）についても開示の対象となります。

（参考）

同項目に関する「内部者取引規制上の重要事実」及び「当該重要事実に係る軽微基準」は以下のとおりです（なお、上記の適時開示義務の要件と異なっていますのでご注意ください。）。

- 証券取引法第166条第2項第1号ト
- 取引規制府令第1条の2第4号

詳細は「別添 内部者取引規制上の重要事実及び臨時報告書の提出要件等」を参照してください。

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。

- a 基準日
- b 1株当たり配当金額
- c 配当金の総額（会社法第454条第1項第1号に定める事項）
- d 効力発生日（会社法第454条第1項第3号に定める事項）
- e 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）に資本剰余金が含まれる場合にはその旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）
- f 配当の額を変更した場合（復配となる場合、無配となる場合を含む。）又は配当回数を

変更した場合は、その理由

g 臨時決算を行った場合にはその旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要

上記の記載事項は、株式の種類別の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載してください。

(3) 開示上の注意事項

- a 決算発表、中間決算発表、四半期開示時に、あわせて剰余金の配当の額の決定を行った場合には、本項目の開示は、「決算短信」、「中間決算短信」、「四半期財務・業績の概況」（以下「決算短信等」という。）の「配当状況」欄において所定の記載を行うことで足りることとします（(2) e 又は g に掲げる場合に該当する場合には、決算短信等においてその旨をあわせて記載してください。）。ただし、決算発表、中間決算発表、四半期開示時に、あわせて決定した剰余金の配当の額が、直近の配当予想の額と異なる額である場合には、決算短信等とは別に、本項目に係る開示資料を作成してください。
- b 決定を行った基準日の前事業年度における配当の実績も併せて記載してください。
- c 剰余金の配当の額の決定時において（2）に掲げる項目のうち未定の項目がある場合には、開示時点においては、未定として開示するとともに、後日定まった時点で直ちに開示することが必要です。
- d 記念配当、特別配当が含まれる場合には、配当の内訳を記載してください。
- e 現物配当を行う場合には、次に掲げる事項が基本的な記載事項として考えられますが、実際の開示にあたっては、あらかじめ東証までご相談ください。
 - (a) 基準日
 - (b) 配当財産の種類
 - (c) 配当財産の帳簿価額の総額（会社法第 454 条第 1 項第 1 号に定める事項）及び 1 株当たり価額（いずれも（g）に定める額は含めない。）
 - (d) 配当財産の時価の総額及び 1 株当たり価額（いずれも（g）に定める額は含めない。）
 - (e) 効力発生日（会社法第 454 条第 1 項第 3 号に定める事項）
 - (f) 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）に資本剰余金が含まれる場合にはその旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合）
 - (g) 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨、金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした 1 株当たりの金額及びその総額

- (h) 一定の数未満の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする場合は、その旨及びその数
- (i) 臨時決算を行った場合にはその旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要
いわゆる人的分割については、会社法上、「会社分割」及び「剰余金の配当」に該当しますが、開示事項については、「12. 会社の分割」をご参照ください。

(4) その他の注意事項

- a 臨時決算を行った場合には、遅滞なく、臨時計算書類、会計監査人の監査報告書、監査役の監査報告書を提出することが必要になります（適時開示規則の取扱い5. (3) dの2）。
- b 定款に具体的に定めた日付以外の日を剰余金の配当に係る基準日として定めた場合、「配当落」に関する実務の関係上、東証へ書面を提出していただく必要があります（適時開示規則第5条第1項第9号。「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。）。